

名誉会員候補者選考基準

平成 24 年 11 月 16 日理事会承認

改正 平成 28 年 2 月 12 日

改正 令和 2 年 1 月 17 日

改正 令和 6 年 9 月 17 日

1. 理事会、支部長から推薦された者について選考する。
2. 3 項に示す点数を合計して 40 点以上となる者、または 30 点以上でかつ 4 項に示す基準に該当すると判断される者のうちから名誉会員候補者を選ぶ。

3.

会 長	30 点
副 会 長	1 期につき 10 点
(会長になることが内規によって決まっている筆頭副会長は、加算対象としない)	
監 事	1 期につき 6 点
理 事	1 期につき 6 点
評議員・代議員	1 期につき 1 点
地方支部長	1 期につき 8 点
地方委員	1 期につき 1 点
(支部幹事長、幹事、商議員)	
部門委員長	1 期につき 5 点
主催講演会実行委員長	1 回につき 5 点
(部門委員長と重複する場合はカウントしない)	
年 齢	70 歳以上 5 点

4. 本項に例を示すような学会運営への特別な貢献等、学会に顕著な功績があったと認められる者。

学会主催行事への多大な貢献

会員の増強、広報活動など学会の活性化や財政健全化などへの多大な貢献

学会発行誌の編集業務、投稿論文の査読などの学会業務への多大な貢献

5. 次の者は推薦しない。

正会員としての在籍年数 25 年 未満

年 齢 65 歳 未満

付 則

1. 本基準の改正は理事会で行う。
2. この基準の変更は、理事会で承認のあった日（平成 28 年 2 月 12 日）から施行する。
3. この基準の変更は、理事会で承認のあった日（令和 2 年 1 月 17 日）から施行する。
4. この基準の変更は、理事会で承認のあった日（令和 6 年 9 月 17 日）から施行する。

る。